二　次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域

イ　都市計画法第八条第一項第三号に掲げる高度利用地区

ロ　都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(1)　当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域について定められた次に掲げる計画において、当該計画の区分に応じそれぞれ次に定める制限が定められていること。

(i)　当該地区計画の区域について定められた都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画　同条第七項第二号に規定する建築物の容積率の最低限度又は建築物等の高さの最低限度

(ii)　当該防災街区整備地区計画の区域について定められた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画　同条第三項又は第四項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(iii)　当該沿道地区計画の区域について定められた幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画　同条第六項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(2)　(1)(i)から(iii)までに掲げる計画の区域において建築基準法第六十八条の二第一項の規定により、条例で、これらの計画の内容として定められた(1)(i)から(iii)までに定める制限が同項の制限として定められていること。

ハ　中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域

第二十二条の八第二十二項第二号中「に規定する資金」を「の規定による資金」に改め、同条第二十六項を削り、同条第二十五項中「とする」を「とし、同号に規定する政令で定める計画は、同号に規定する地域の開発、保全又は整備に関する事業の施行区域が定められた計画で、当該施行区域の面積が二十ヘクタール以上であるものとする」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項の次に次の一項を加える。

23　法第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する政令で定める要件は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第二項第五号イ又は第三項第五号イに規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業が、前項第一号に定める要件に該当すること及び同法第三十条又は第五十八条の規定による資金の貸付けを受けて行われるものであることとする。

第二十五条第二項中「いたらない」を「至らない」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「同項に規定する取得価額をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第七項中「、店舗」を削り、同条第九項を次のように改める。

9　法第三十七条第一項の表の第四号の上欄のロに規定する政令で定める区域は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業により造成された敷地の区域とする。

第二十五条第十項及び第十一項を削り、同条第十二項中「第三十七条第一項の表の第九号の上欄のイ」を「第三十七条第一項の表の第五号の上欄に規定する政令で定める事務所又は事業所は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く。）とし、同欄のイ」に改め、「とし、同表の第九号の下欄に規定する政令で定める事業は、第二号イに掲げる区域内にある資産にあつては農業及び林業以外の事業と、同号ロからニまでに掲げる区域内にある資産にあつてはすべての事業」を削り、同項第一号イ中「第七号」を「第四号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域（同項に規定する過疎地域（以下この号において「過疎地域」という。）に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに過疎地域に該当することとなつた区域及び前号に掲げる区域を除く。）

第二十五条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項中「第十号」を「第六号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第十号」を「第六号」に改め、「又は同法第百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十五項から第十七項までを削り、同条第十八項中「第十四号」を「第八号」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　法第三十七条第一項の表の第十号の下欄に規定する政令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

一　建造の後事業の用に供されたことのない船舶のうち環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣及び農林水産大臣が財務大臣と協議して指定するもの

二　買換資産に該当する船舶（以下この号において「買換船舶」という。）の進水の日から当該買換船舶の取得の日までの期間が当該買換船舶に係る譲渡資産に該当する船舶（以下この号において「譲渡船舶」という。）の進水の日から当該譲渡船舶の譲渡の日までの期間未満である場合の当該買換船舶のうち環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣及び農林水産大臣が財務大臣と協議して指定するもの（前号に掲げるものを除く。）

第二十五条第十九項から第二十一項までを削り、同条第二十二項第一号中「第五号」を「第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十三項中「がある場合」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第二十四項から第二十七項までを七項ずつ繰り上げ、同条第二十八項第二号中「同項に規定する」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第二十九項中「いずれかの」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十項中「買換資産の」を「当該買換資産の」に、「第十七号」を「第九号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十一項中「は、第二十一項」を「及び農林水産大臣は、第十四項各号」に改め、同項を同条第二十四項とする。

第二十五条の四第二項中「すべて」を「全て」に改め、「第十八項」を「第十七項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄のロ及び下欄に規定する政令で定める地区は、第二十条の二第十四項第二号に掲げる地区又は区域とする。

第二十五条の四第五項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十六項を次のように改める。

16　法第三十七条の五第五項に規定する政令で定める場合は、同条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡をした個人及び第二項に規定する建築主の申請に基づき、都道府県知事が、当該個人につき当該個人又は当該個人と同居を常況とする者の老齢、身体上の障害その他財務省令で定める事情により、当該個人が同号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物を取得してこれを引き続き居住の用に供することが困難であると認められる事情があるものとして認定をした場合とする。

第二十五条の四第十七項を削り、同条第十八項中「又は第三十七条の規定」を「の規定」に、「法第三十一条の三第三項又は第三十七条第六項」を「同条第三項」に、「第十六項」を「前項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十一項を同条第十九項とし、同条第二十二項を同条第二十項とする。